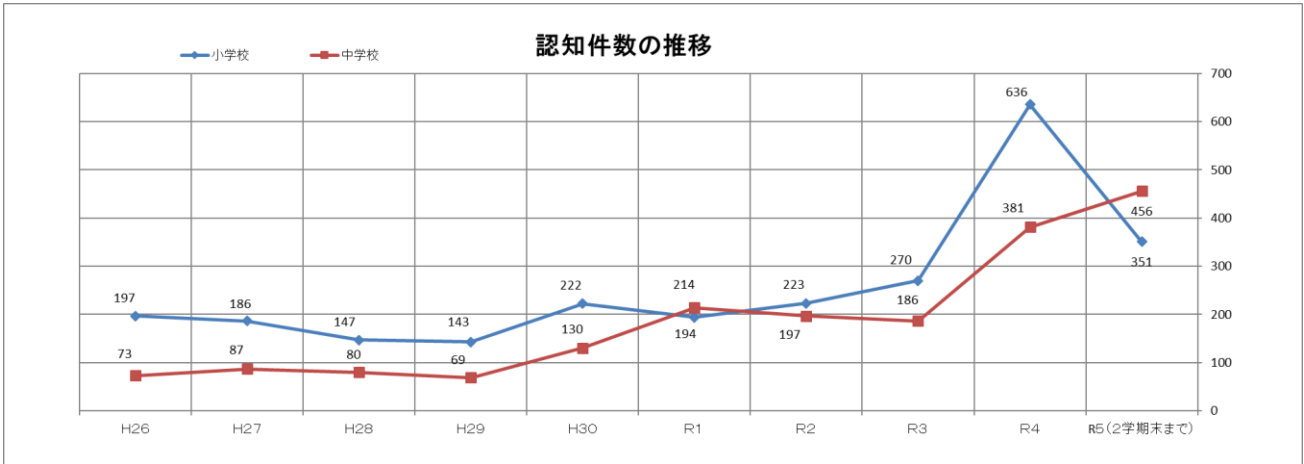


令和 5 年度 2 学期末 松江市におけるいじめの認知状況について

松江市におけるいじめの認知件数の推移 (平成 26 年度～令和 5 年度 2 学期末 ※令和 5 年度は速報値)



【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第 2 条より）

【いじめの認知件数増加の背景】

○H29.3 「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」の改定

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。

○H30.3 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」
（文部科学省）

いじめを正確に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が機能する大前提である。また、**いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生している**ことを真摯に受け止める必要がある。

（ 中 略 ）

しかしながら、今般の総務省調査の結果においては、教育委員会及び学校において、**いじめの正確な認知に向けた取組が不十分な実態がみられたことや、法のいじめの定義を限定的に解釈している**と考えられたり、**いじめの認知漏れ**と考えられたりする実態がみられたとの指摘がされている。

これを踏まえ、教育委員会や学校等においては、（中略）**いじめの正確な認知を行うこと。**

「1. いじめの正確な認知の推進」より抜粋

「いじめの積極的かつ正確な認知」と「重大な事態を防ぐ迅速で適切な対応」